

平成十九年二月二日政令第三六三号
同二〇〇一年六月八日同 第一九七号
同二〇〇一年〇月三日同 第三八八号
同二〇〇二年二月五日同 第一三零号
同二〇〇三年三月三日同 第八九号
同二〇〇三年五月一日同 第二九九号
同二〇〇三年六月一〇日同 第一六六号
同二〇〇三年六月二四日同 第一八一号
同二〇〇三年七月一日同 第二〇五号
同二〇〇三年七月二九日同 第三五号

(都市計画制限の経過措置)
第六条（旧都市計画法施行令（以下「旧令」という。）第十一條ノ一から第十一「一条ノ四」までの規定又は施行法第三十二条の規定による改正前の官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第百八十一号）第五条の三第一項の規定による許可（法第五十三条第一項ただし書に規定する行為に該当するものに係るものを除く。）は、去勢

2 施行法第十四条の規定による改正前の建築基準法（昭和三十五年法律第二百一号）第四十四条第二項の規定に該当する建築物に係る同法第六条第一項の確認又は同法第十八条第四項の通知（当該確認又は通知が法第五十三条第一項ただし書に規定する行為に該当するものに係る場合を除く。）を受けた者は、当該建築物の建築に関しては、法第五十三条第一項の許可を受けることを要しない。

3 法の施行の際旧令第十二条ノ二から第十三条ノ四までの規定又は旧令第十二条の規定により附した条件に違反している者及び施行法第三十二条の規定による改正前の官庁施設の建設等に関する法律第五条の三第一項の規定又は同条第三項の規定により附した条件に違反している者に対する違反是正のための措置（法第五十三条第一項ただし書に規定するものに係るものと除く。）については、なお從前の例による。

(都市計画事業に関する経過措置)

第七条 法の施行の際現に執行中の都市計画事業のうち、都道府県知事又は市町村長が施行しているものは法第五十九条第二項又は第一項の規定により都道府県又は市町村が施行しているものとし、日本住宅公団が施行しているものは都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）第三十一条第十一号において準用する法第五十九条第三項の規定により都市基盤整備公団が国の機関とみなされる者として施行しているものとする。

(都市計画事業に関する経過措置) 第七条 法の施行の際現に執行中の地

第七条 法の施行の際現に執行中の都市計画事業のうち、都道府県知事又は市町村長が施行しているものは法第五十九条第二項又は第一項の規定により都道府県又は市町村が施行しているものとし、日本住宅公団が施行しているものは都市基盤整備公団法施行令（平成十一年政令第二百五十四号）第三十一条第十一号において準用する法第五十九条第三項の規定により都市基盤整備公団が国の機関とみなされる者として施行しているものとする。

4 施行法第二条の規定により法の規定によ